

# 安城市保育園等運営方針

## 【第2版】

令和7年4月

安城市こども健康部 保育課

# 目 次

---

## 第1章 策定にあたって

- 1 趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 1
- 2 方針の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 1
- 3 改訂版安城市保育園等運営方針の状況・・・・・・・・ P. 2
- 4 新運営方針の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 4
- 5 対象施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 7

## 第2章 保育園・認定こども園・幼稚園をとりまく現状と課題

- 1 国の動向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 8
- 2 本市の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 9
- 3 その他本市の保育状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 17
- 4 新たな方向性と重点課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 20

## 第3章 課題の解決に向けて

- 1 安心して生み育てられる環境の整備・・・・・・・・ P. 22
  - (1) 育休退園の段階的解消
  - (2) こども誰でも通園制度の導入
  - (3) 配置基準の見直し
- 2 多様なニーズに対応した保育の充実・・・・・・・・ P. 26
  - (1) インクルーシブ保育の推進
- 3 保育士の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 27
  - (1) 民間園への保育士配置補助
  - (2) 公立・事業団園における保育士の確保
  - (3) 保育DXの推進による業務改善等（働きやすい職場環境）
- 4 地域のニーズに応じた低年齢児保育提供体制の充実・・・・・・・・ P. 29
  - (1) エリアごとにおける施設整備の必要性の検討
- 5 その他（公立・事業団園の維持管理）・・・・・・・・ P. 30

## 第4章 推進体制

- 1 推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 31

## 第1章 策定にあたって

---

### 1-1 趣旨

子育てをめぐる状況は、女性の社会進出に伴う 0～2 歳までの低年齢児（以下、「低年齢児」という。）の保育ニーズの増大、核家族化の進展のほか、新型コロナウイルス感染症の世界的流行により生活様式や生活意識の変化をもたらし、急速に少子化が進行するなど常に変化し続けている。

こうした中、令和 5 年には、常にこどもの最善の利益を第一に考える社会を目指すため、国において、こども家庭庁の創設、こども基本法が制定され、こども施策を総合的に推進することが位置づけられている。

本市においても、「第 9 次安城市総合計画」では、目指す都市像を「ともに育み、未来をつくる しあわせ共創都市 安城」として掲げ、さらに重点戦略として「まちの未来を担う子どもたちが、社会全体で大切に生まれ、健やかに成長できるまちを創ることで、誰もが未来に希望を持ち、幸せを実感し続けることができるようになる」よう、市全体でこども・若者や子育て中の保護者等を支援する方針を強力に打ち出している。

子育て家庭を取り巻く環境は、地域のつながりの希薄化、共働き世帯の増加等により、仕事と子育てを両立していく中で、子育てへの負担感、不安感及び孤立感が高まっている。そのため、こどもの健やかな育ちを支援するためには、子を産み、育てることに不安を感じる保護者を支援していく必要がある。保育園や認定こども園<sup>※1</sup>は、こうした共働き等による仕事と子育てを両立し、こどもが健やかに育つために必要な場所であり、保育園等で保護者への子育て支援を充実させるためには、保育の質の向上が必要不可欠である。保育の質の向上を図るうえで、保育士不足は国においても課題とされており、本市も対策を講じる必要がある。

こうしたことから、こどもの健やかな育ちを支援する環境の実現を念頭におきつつ、継続的で安定した保育の提供を目的に「安城市保育園等運営方針（第 2 版）」（以下、「新運営方針」という。）を策定する。

### 1-2 方針の位置づけ

新運営方針は令和 7 年 4 月に改訂した子ども・子育て支援事業計画（以下、「支援事業計画」という。）を補完し、多様な低年齢児保育ニーズに対応する受入れ体制の整備を計画的に実施できるよう、より詳細に、かつ具体的に示すものである。

---

※1 幼児教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育園の両方の機能を合わせ持つ施設。

支援事業計画では、市内にバランスよく保育園・幼稚園・認定こども園（以下、「保育園等」という。）が配置されており、地理的条件・交通事情からも移動が容易であることから、市内全域を一つの区域として幼児教育・保育を提供することとしている。新運営方針においては、地域人口の状況と保育ニーズに的確に対応するために、よりきめ細かな保育環境整備と運営のあり方を検討する。

公立保育園・幼稚園の運営のあり方については、平成 20 年 2 月に安城市保育園・幼稚園運営検討委員会において取りまとめた「安城市における保育園・幼稚園の運営方法の検討報告書（以下、「検討報告書」という。）が公共施設維持の方向で取りまとめられた。その後、女性の社会進出や子ども・子育て支援新制度の開始、幼児教育・保育の無償化など社会情勢はめまぐるしく変化し、本市は平成 27 年 3 月に支援事業計画を策定し、平成 27 年度からの 5 年間における教育・保育量の見込に基づく必要量の確保を重点項目に掲げた。

しかしながら、想定を上回る低年齢児保育ニーズの増加により、平成 29 年 10 月時点の調査で、初めて待機児童が発生する事態となった。こうしたことからこどもの健やかな育ちを支援する環境整備の実現を念頭におきつつ、待機児童対策として低年齢児保育ニーズに対応可能な受入れ体制の整備を計画的に推進すると同時に、持続的な幼児教育・保育の提供ができる財政運営を維持するため、運営主体の見直しなど効率的な保育経営のあり方を検討することを目的に、平成 30 年に「安城市保育園・幼稚園運営方針」（以下、「旧運営方針」という。）を策定し、検討報告書に代わる新たな保育園等の運営方針として位置づけた。

「旧運営方針」策定後、幼児教育・保育の無償化や支援事業計画の改訂などにより、早期に見直しが必要になり、令和元年度に設置された安城市公立保育所等経営審議会にて、公立保育園等の運営に係る今後の方向性についての審議を経て、令和 2 年に「改訂版 安城市保育園等運営方針」（以下、「改訂運営方針」という。）を策定した。

新運営方針では、改訂運営方針で示した課題の達成状況を検証し、方針の見直しを行うほか、新たな課題に対して、解決の方針を示すものである。

### 1-3 改訂版安城市保育園等運営方針の状況

改訂運営方針では、安城市の保育環境における重点課題として 3 点を挙げ、課題解決への方針を示した。

#### ① 保育需要増加への対応

低年齢児の保育需要増加が顕著であり、平成 29 年に待機児童が発生したことを受け、

人口の推移と保育ニーズに的確に対応するため、中学校区毎の需要見込みに基づき、保育環境の整備を行った。そのため、待機児童対策として特に需要が見込まれる 3 中学校区を選定し、令和 4 年度に東山中学校区に、令和 5 年度に桜井中学校区に新たな民間こども園を誘致した。その間、本市の就学前人口は当初の見込より減少に転じており、低年齢児の保育需要は依然高いものの、入所者数が安定し待機児童が解消されたことから、課題解決の目的は概ね達成され、予定していた安祥中学校区の新園誘致は、少子化の状況、入園児童数の推移、近隣学区の保育所等の利用状況を踏まえ総合的に判断し、見送りすることとした。

＜表 1-1＞待機児童の推移

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
待機児童数（4/1時点）	0人	0人	0人	0人	0人

## ② 公立保育園・幼稚園の需要減少への対応

定員割れが続くと予想される公立の幼稚園及び一部保育園について、各園の利用形態や地域の実情に即した施設の活用方法について検討を行った。具体的には公立の幼稚園や受入れに余裕のある保育園を幼保連携型認定こども園へ移行し、保護者の就労の有無に関係なく園を選択でき、通うこどもや保護者にとっての利便性を向上させると共に、選択肢が広がることでの子育て支援の増進を意図したものである。

令和 3 年度には、安城北及び東栄幼稚園、令和 4 年度には、城ヶ入、東部、高棚、えのき及び三ツ川保育園の 5 園を認定こども園へ移行した。また、民間保育園及び幼稚園からの申し出により、令和 2～6 年度までに 4 園を幼保連携型認定こども園へ移行した。

## ③ 持続的な幼児教育・保育、子育て支援のための財源確保

平成 27 年度から「子ども・子育て支援新制度」が施行されたことにより、公立保育園等の維持管理、持続可能な幼児教育・保育を提供するため、安定的な財源確保が課題となった。公立保育園等のこれまで果たしてきた役割やこどもの最善の利益を考慮しつつ、安城市公立保育所等経営審議会の答申で示された、幼児教育・保育の持続的な提供のための財源確保を行うにあたり、社会福祉法人安城市こども未来事業団<sup>※2</sup>を設立し、令和 3 年 4 月から公立園 27 園の内 14 園を移管し、事業団園として運営を開始した。社会福祉法人に市の保育士を派遣することで、在園児にとって、園の運営方針や保育士といった保育の環境

※2 市が保育園等の新たな運営主体として社会福祉法人を設立し、14 の保育園・認定こども園を市から移管され、運営を行う社会福祉法人。

が大きく変わることなく、公立園運営では得ることができない、国からの財源を得ることができ、持続可能かつ安定した幼児教育・保育を提供することに寄与した。

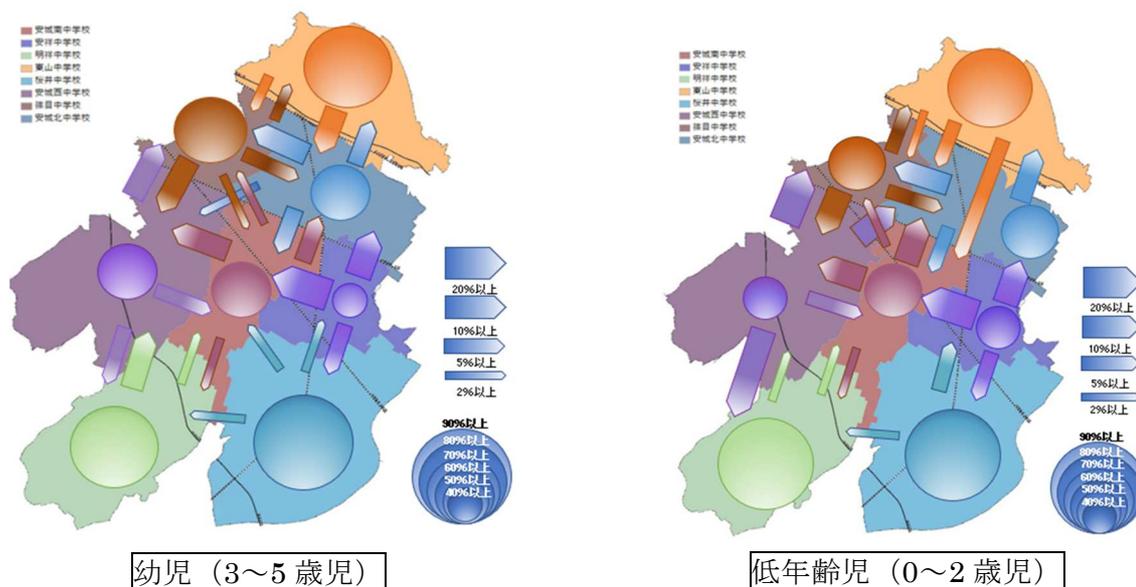
#### 1-4 新運営方針の考え方

1-3 で示したとおり、改訂運営方針の課題は概ね達成できた。そこで、社会情勢や本市の保育環境の状況による新たな課題の解決に向け、支援事業計画に示す事業について、より詳細に、かつ具体的に示すとともに、今後の保育環境の整備及び充実を図ることとする。

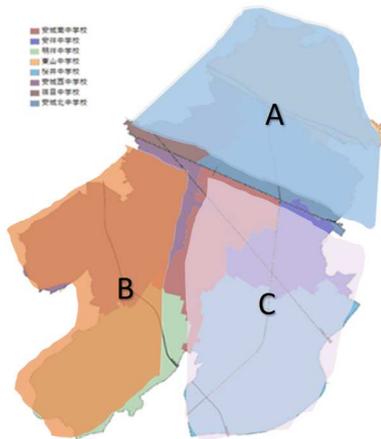
##### 1-4 (1) 施設整備

保育需要に対する施設整備を検討する上で、改訂運営方針では、地域人口の状況と保育ニーズに的確に対応するため、中学校区毎の需給見込みにより行ってきた。そこで、こどもの居住地と利用する保育所等との関係性を調査したところ、半数近くのこどもが、居住する中学校区以外の保育所等を利用している地区があった。これは保育所等を選択する際に、自宅からの距離よりも勤務地や通勤経路上の保育所等を優先する世帯も相当数いるということを表しており、低年齢児であっても3～5歳の幼児（以下、「幼児」と言う。）であっても同様であった。この居住地と利用する保育所等との関係性を加味した上で、関連性の高い複数の中学校区同士を一つのエリアとして設定し、市内を3つのエリアに分けて今後の施設整備の必要性を検討していくこととする。

<図 1-1> 在園児童の居住地と利用施設の状況



＜図 1-2＞施設整備検討の際のエリア



エリア	中学校区
Aエリア	東山中学校区、安城北中学校区、篠目中学校区
Bエリア	安城西中学校区、明祥中学校区
Cエリア	安城南中学校区、安祥中学校区、桜井中学校区

### 1-4 (2) 認定こども園への移行

改訂運営方針では、こどもの保育環境を変えることなく、保護者の利便性向上の視点からも有益であるとして、認定こども園への移行を進めてきた。しかしながら、今後は新たに実施を予定している育休退園の解消等により、上記目的が図られると考えられることから、公立園及び事業団園の認定こども園移行を進めないこととする。

他方、民間園については、園の意向を尊重しつつ、支援事業計画の他、本方針に沿うものかどうかを判断することとする。また、民間幼稚園については、国の示す方針のとおり、新制度への移行を推奨するが、学校・児童福祉施設両方の性格を併せ持つ幼保連携型を基本として判断することとする。

### 1-4 (3) 公立園と事業団園の役割

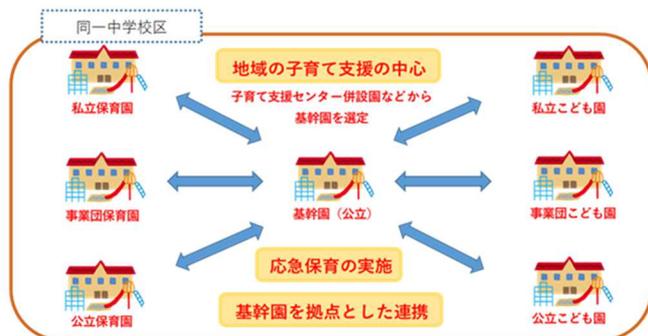
公立園の在り方においては、改訂運営方針を継承し、中学校区のうち 1 つを基幹園と位置づけ、「地域子育て支援の中心としての機能」、「災害時において応急保育を実施する機能」、「同一中学校区内の保育園等の連携の拠点としての機能」の 3 つの機能を持ち、役割を担うものとする。

また、地域連携により、「幼児教育・保育の質の向上に向けた研修体制の拡充」、「地域の課題・実情に合わせた保育実践」、「行政機関との連携強化に向けた取り組み」の 3 点を実施し、引き続き地域の園の他、学校や保健センター等と連携し、地区全体の幼児教育・保育の質の向上、支援を必要とする家庭やこどもへの包括支援に努めていく。

事業団園は民間園ではあるものの、公立園が従来から地域において担っていた、「地域の拠点的役割」、「子育て支援を推進する役割」、「人材育成、幼児教育・保育の質の向上を図る役割」などを引き続き担っていくものとする。

現状では、この体制を維持しつつも、情勢を注視し、持続可能な保育経営のため効率的な運営体制の検討を図っていくものとする。

<図 1-3> 公立園の役割



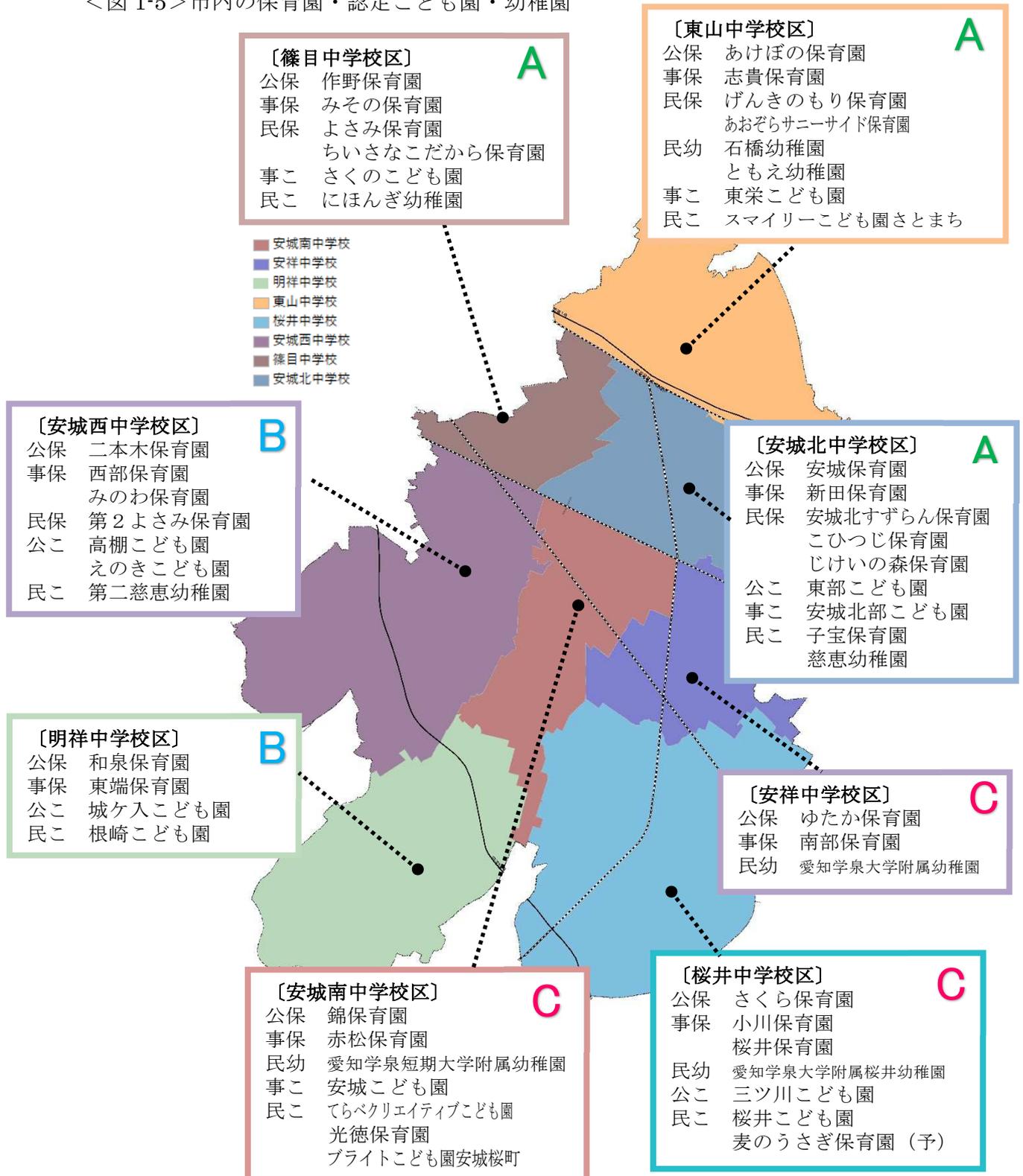
<図 1-4> 各中学校区の基幹園

中学校区	園名
安城北中学校区	安城保育園
東山中学校区	あけぼの保育園
明祥中学校区	和泉保育園
桜井中学校区	さくら保育園
安城西中学校区	二本木保育園
安祥中学校区	ゆたか保育園
安城南中学校区	錦保育園
篠目中学校区	作野保育園

## 1-5 対象施設

安城市には、現在、保育園 26 園（公立 8 園、事業団 10 園、民間 8 園）、幼稚園 5 園（民間 5 園）、幼保連携型認定こども園 20 園（公立 5 園、事業団 4 園、民間 11 園）があり、本方針はこれら全施設の運営状況等を基礎として策定する。

＜図 1-5＞市内の保育園・認定こども園・幼稚園



## 第2章 保育園・認定こども園・幼稚園をとりまく現状と課題

### 2-1 国の動向

#### 2-1 (1) こども家庭庁の創設

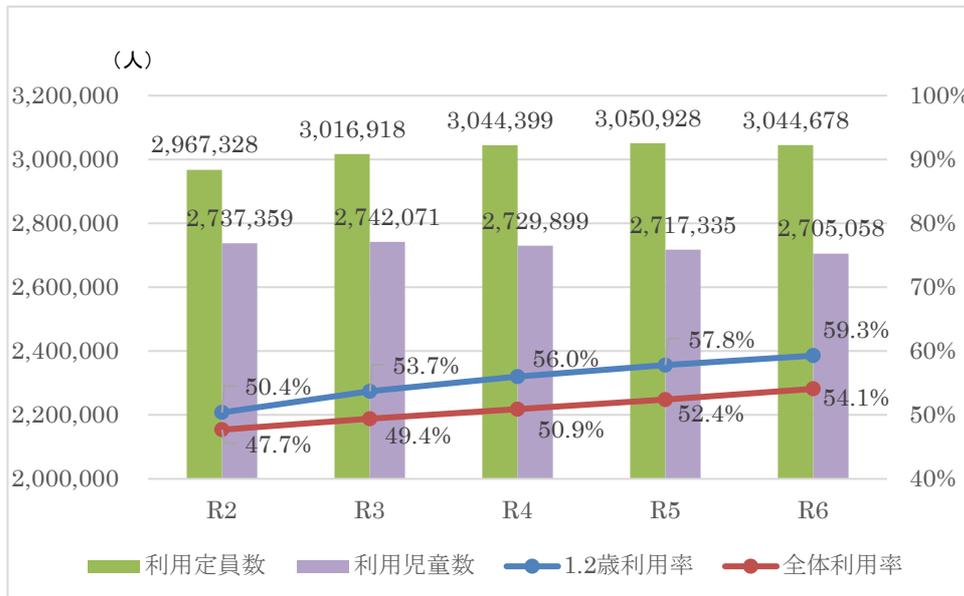
政府は、深刻な少子化問題に対応し、社会全体でこどもの成長を後押しするこども施策の司令塔として、令和5年4月にこども家庭庁を創設した。こども家庭庁は「こどもの最善の利益を第一」として、こどもの支援に立った当事者目線の政策を強力に進めていく「こどもまんなか社会の実現」を最重要コンセプトとして掲げている。

#### 2-1 (2) 保育所等の利用状況

こども家庭庁が公表している「保育所等関連状況取りまとめ」によると、図2-1に示したとおり、令和6年4月1日時点での保育所等の利用定員は約304万人で、前年比から0.6万人減少している。一方で保育所等を利用する児童の数は1.2万人減少し、約270万人となっている。なお、待機児童数は2,567人で、前年比で113人減少し、待機児童のいる市区町村区数も217団体で、前年比で14団体減少している。

また、就学前児童の保育所等利用率は54.1%で、前年より1.7ポイント上昇しており、1・2歳児においても59.3%と、前年より1.5ポイント上昇しており、依然として低年齢児の保育ニーズは高い傾向にある。

＜図2-1＞保育所等利用児童数と利用率の推移（国：4月1日時点）



### 2-1 (3) 保育士配置基準<sup>※3</sup>の見直し

令和5年度に、政府は「こども未来戦略方針」の閣議決定を行い、76年間一度も変更されなかった、保育士配置基準の見直しが図られた。3歳児を担当する保育士は従来の20対1から15対1に、4・5歳児を担当する保育士は30対1から25対1に改善が図られた。また、1歳児を担当する保育士も令和7年度以降に従来の6対1から5対1へ改善される見込みである。

### 2-1 (4) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の整備

令和6年6月に児童福祉法が改正され、乳児等通園支援事業が制度化された。令和8年度から全国的に実施されるよう、予約システムの導入や給付の仕組みなどの整備が進められている。

### 2-1 (5) 保育政策の新たな方向性

令和6年12月20日に、こども家庭庁から「新子育て安心プラン」に代わる「保育政策の新たな方向性」が示された。これまでの待機児童対策を中心とした「保育の量の拡大」から、①「地域のニーズに対応した質の高い保育の確保・充実」、②「全てのこどもの育ちと子育て家庭を支援する取組の推進」、③「保育人材の確保・テクノロジーの活用等による業務改善」の3つの柱を掲げ、前述の保育士配置基準の見直し、こども誰でも通園制度のほか、障害児や医療的ケア児<sup>※4</sup>など多様な保育ニーズへの対応や、保育人材の確保のための保育士の処遇改善や働きやすい職場環境づくりが盛り込まれるといった質的転換が図られている。

## 2-2 本市の状況

### 2-2 (1) 就学前児童の人口の推移と見込み

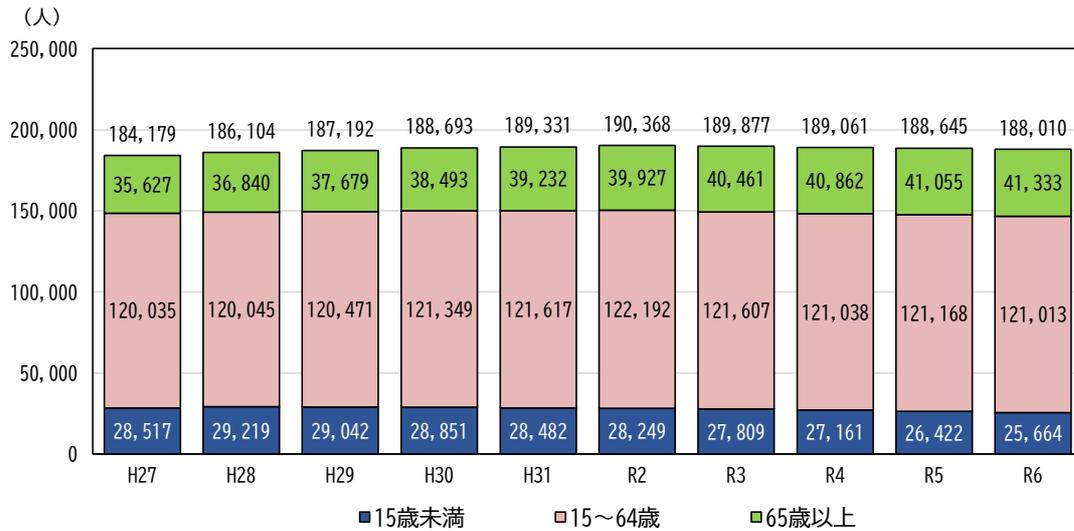
図2-2に示すとおり市全体の人口は近年、ほぼ横ばいで推移している。一方で0～5歳児の人口は、図2-3に示すとおり令和元年度から急激な減少傾向が続いている。

図2-4は、支援事業計画に示す0～5歳児の人口推計である。市全体では、減少傾向に推移すると考えられる。

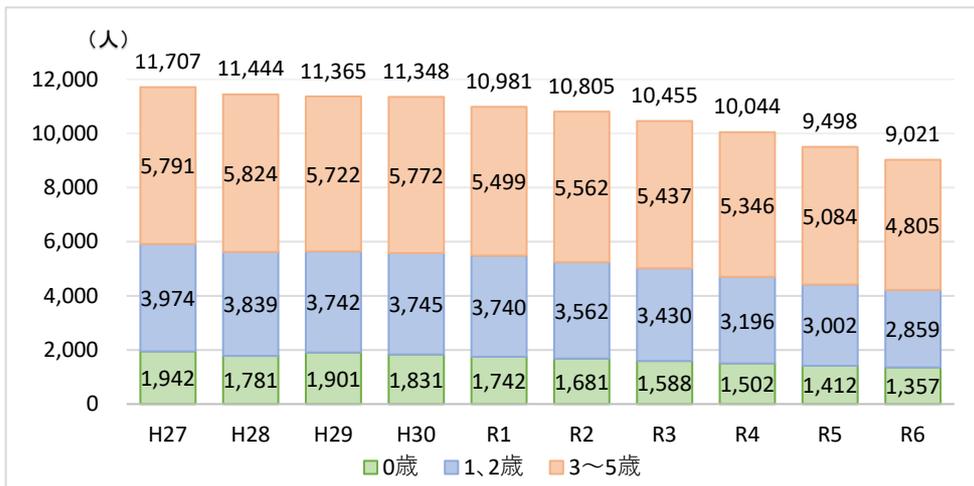
※3 国が定めた「保育士1人あたり何歳のこどもを何人まで保育できるか」という基準。

※4 日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為）を受けることが不可欠である児童。

<図 2-2> 年代別の人口推移 (安城市：4月1日時点)

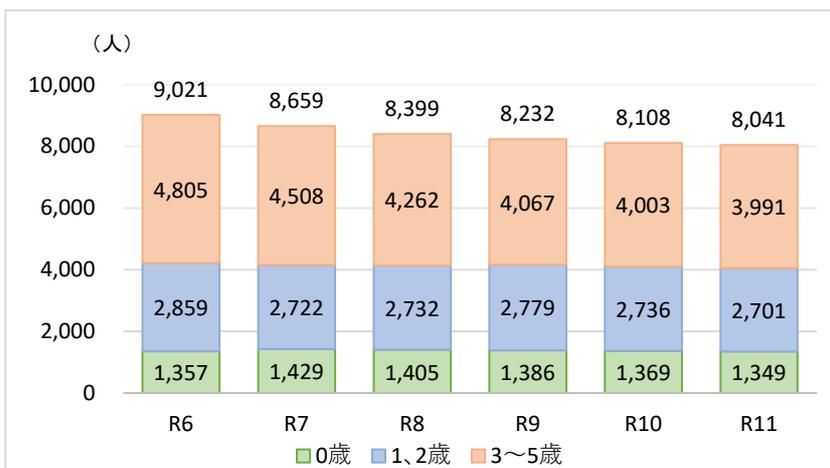


<図 2-3> 0~5歳児の人口推移 (安城市：4月1日時点)



<図 2-4> 0~5歳児の人口推計

(令和7年4月に改訂した安城市子ども・子育て支援事業計画の人口)



## 2-2 (2) 保育園・認定こども園（保育園コース）の現状

図 2-1 において、国における保育所等利用状況を示したが、同様に本市の 4 月 1 日時点での保育園及び認定こども園の保育園コースの利用状況を確認する。

＜図 2-5＞保育園・認定こども園利用者数と利用率の推移

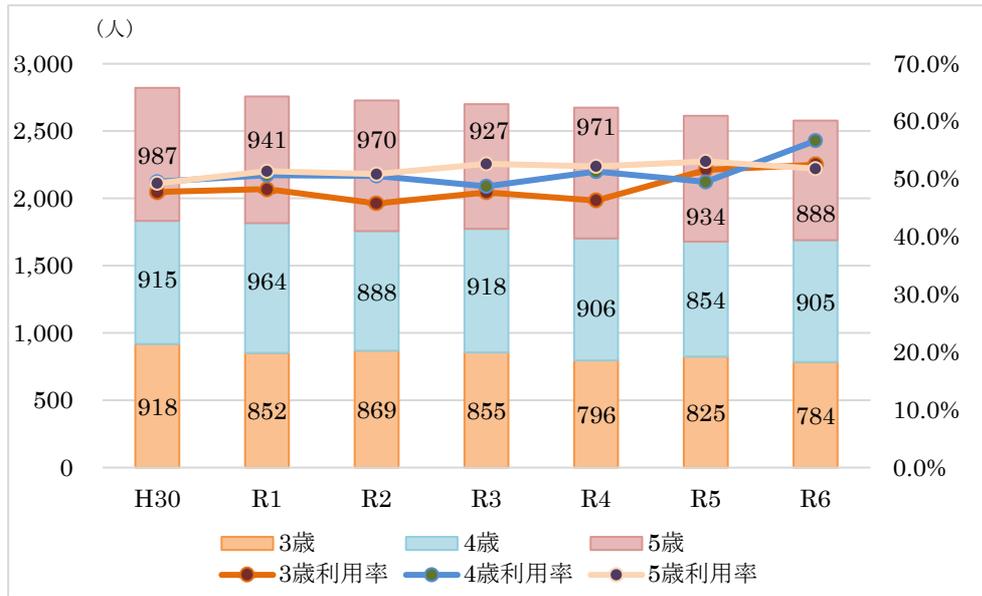


令和 6 年 4 月 1 日時点での保育園・認定こども園の利用者数は、3,925 人で減少傾向が続いている。また、就学前児童の保育園等利用率（利用人数÷就学前児童数）は全体、1・2 歳児ともに図 2-1 の国の利用率を大きく下回っている状況である。しかしながら、1・2 歳児の利用率の伸びは、ここ数年で大きく増加し、全体の利用率とほぼ同等となっている。これは本市の 1・2 歳児の利用が急速に進んでいるといえる。

## 2-2 (3) 3～5 歳児（保育園及び認定こども園の保育園コースに通うこども）の状況

本市の 4 月 1 日時点での 3～5 歳児の保育園及び認定こども園の保育園コースに通うこども（以下「2 号認定こども」という。）の利用状況を確認する。

<図 2-6> 2号認定こどもの歳児別利用者数と利用率の推移

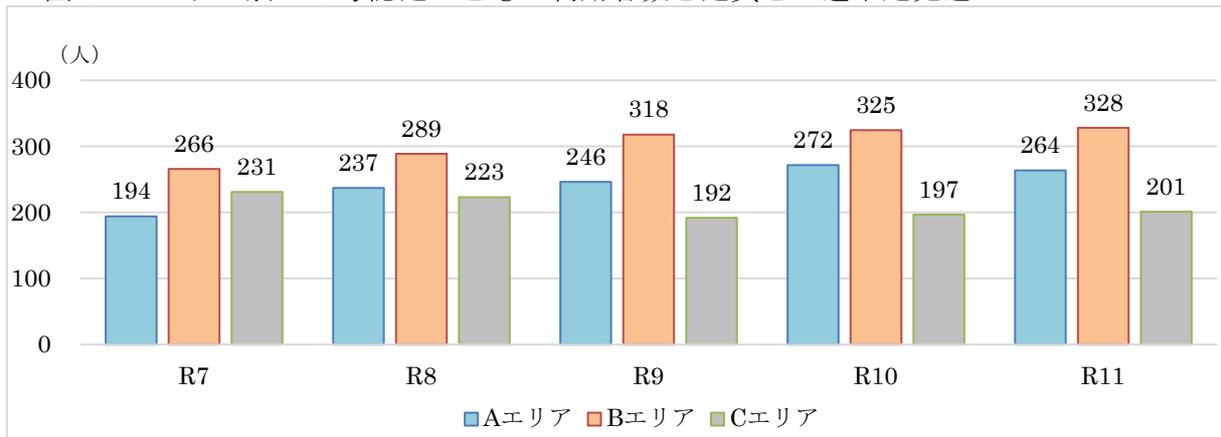


市全体での2号認定こどもの利用者数は、平成30年度をピークに減少している。一方、利用率は近年上昇がみられる。これは、図2-3で示したように就学前児童人口自体が大きく減少しているため、結果として利用率が上昇しているといえる。

#### 2-2 (4) 2号認定こどもの利用者数の推計

次に、支援事業計画の計画期間における2号認定こどもの利用者数の推計をエリアごとに示す。図2-7は、各エリアにおける利用予定者の人数と施設ごとの利用定員の合計数との過不足を示したもので、どのエリアとも十分に受け入れが可能となる見込みである。

<図 2-7> エリア別の2号認定こどもの利用者数と定員との過不足見込

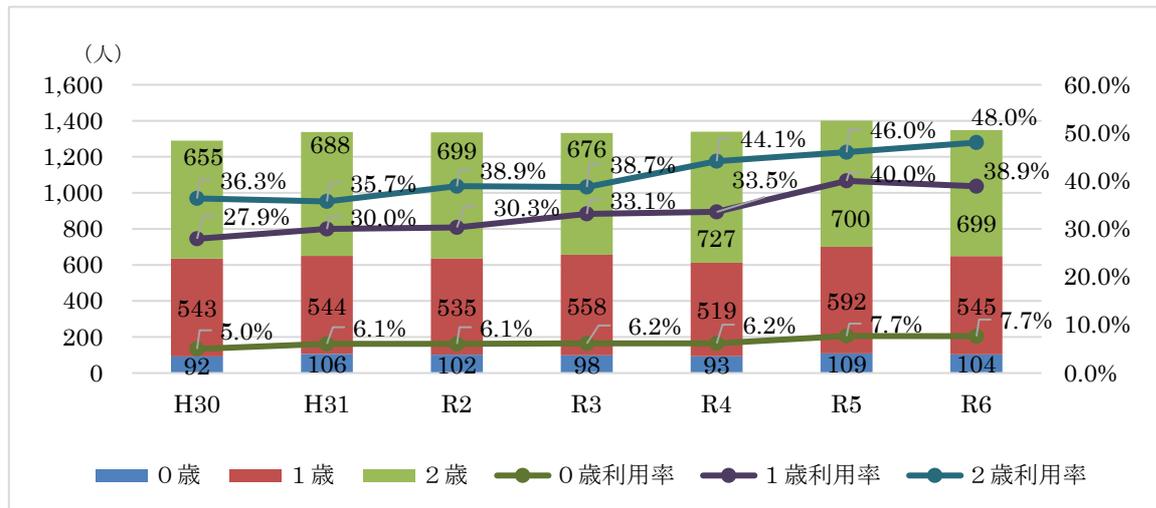


中学校区	エリア	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
東山中、安城北中、篠目中	Aエリア	194	237	246	272	264
安城西中、明祥中	Bエリア	266	289	318	325	328
安城南中、安祥中、桜井中	Cエリア	231	223	192	197	201

## 2-2 (5) 0～2 歳児（保育園及び認定こども園の保育園コースに通うこども）の状況

図 2-3 のとおり、低年齢児人口が減っていることは、本市においても喫緊の課題である。そこで、図 2-8 のとおり、本市の 4 月 1 日時点での 0～2 歳児の保育園及び認定こども園の保育園コースに通うこども（以下、「3 号認定こども」という。）の利用状況を確認する。

＜図 2-8＞3 号認定こどもの歳児別利用者数と利用率の推移



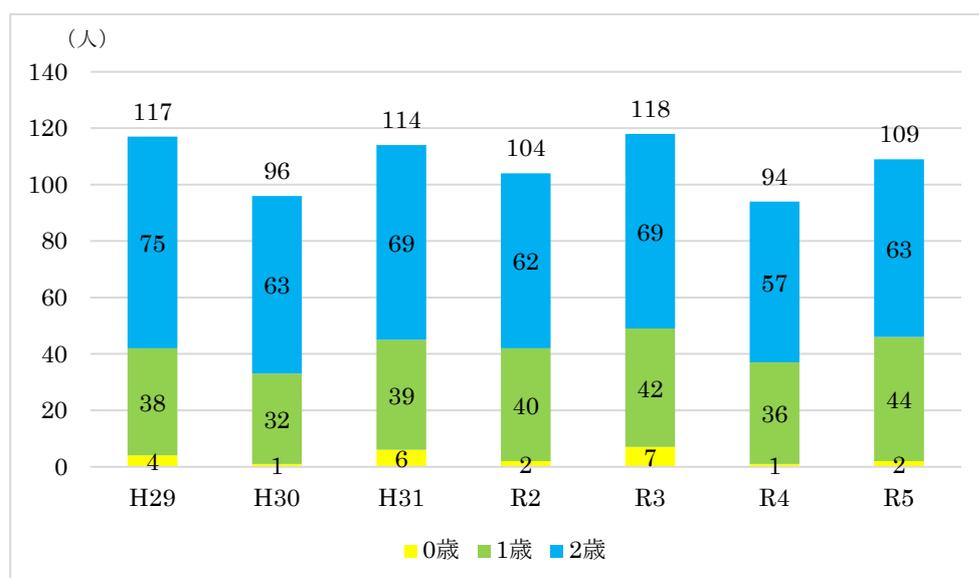
3 号認定こどもの場合、利用者数、利用率ともに年々増加傾向にある。なお、本市では、出産や育児休業からの復帰などによる年度途中の入園受付を実施しているため、年度末にかけてさらに上昇することになる。

表 1-1 で示したように、年度当初には待機児童は発生していないが、年度後半に一部の歳児に待機児童が発生した年度がある。このように年度途中で保育が必要となった際にも、安定的に保育を提供できる体制整備が必要である。

## 2-2 (6) 保護者の育児休業に伴い退園する児童の状況

3 号認定こどもの場合、第 2 子以降を産み育てる際に育児休業を取得すると、保育要件を満たさなくなり継続して保育園等へ通うことができない。直近 3 年間でも平均すると毎年 100 人程の 3 号認定こどもが保護者の育児休業を理由に退園している。

<図 2-9>各年度における年齢別育休退園者数の推移

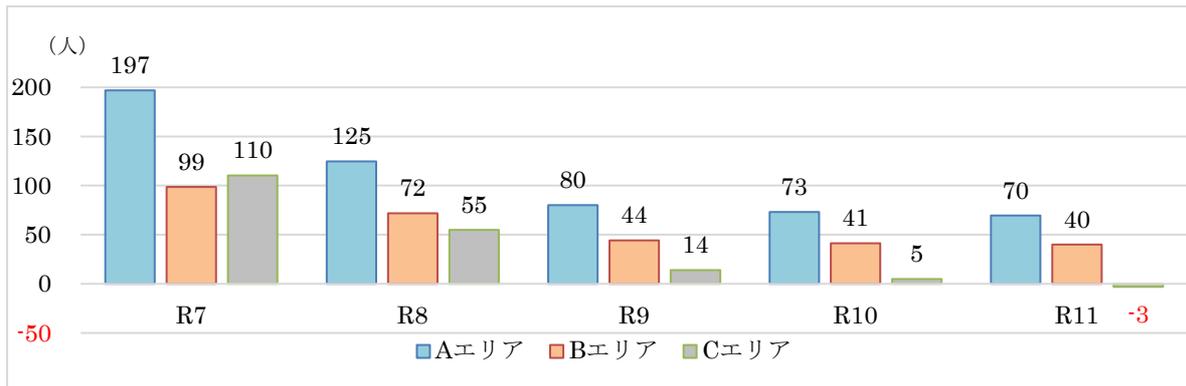


児童福祉法でも規定されているように、保育園及び認定こども園は、地域の実情等を踏まえて地域の子育て支援を積極的に行うよう努める必要があり、この育休退園を解消していくことは、保護者支援とこどもの保育環境の維持の観点から必要とされてきている。

## 2-2 (7) 3号認定こどもの利用者数の推計

次に、支援事業計画の計画期間における3号認定こどもの利用者数の推計をエリアごとに示す。図 2-10 は、各エリアにおける利用予定者の人数（育休退園解消により継続在園する児童数を含める）と施設ごとの利用定員の合計数との過不足を示したものである。Cエリアにおいては、入所を希望する人数が定員を超えることが懸念されることから、今後の動向には注意を払う必要がある。

<図 2-10>エリア別の 3 号認定こどもの利用者数と定員との過不足見込



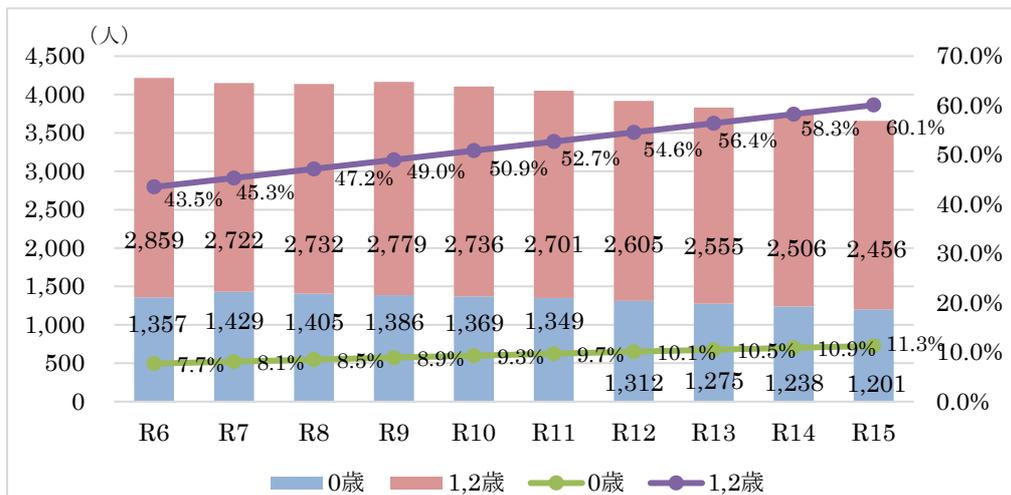
地区名	エリア	R7	R8	R9	R10	R11
東山中、安城北中、篠目中	Aエリア	197	125	80	73	70
安城西中、明祥中	Bエリア	99	72	44	41	40
安城南中、安祥中、桜井中	Cエリア	110	55	14	5	-3

2-2 (2) において、本市の 1・2 歳児利用率の伸びが顕著であることに言及したが、利用率の今後の予測を示したのが、表 2-1 及び図 2-11 である。本市においても、国と同程度までの利用率が増加するとした場合、令和 15 年度まで利用率の増加が見込まれ、人口減少が進んだとしても、低年齢児の利用者数は増加するものと考えられ、施設整備の必要性が考えられる。

<表 2-1>低年齢児の保育所等利用率（国と安城市の比較）

	国	安城市
低年齢児	46.0%	32.0%
うち0歳児	17.3%	7.7%
うち1・2歳児	59.3%	43.5%

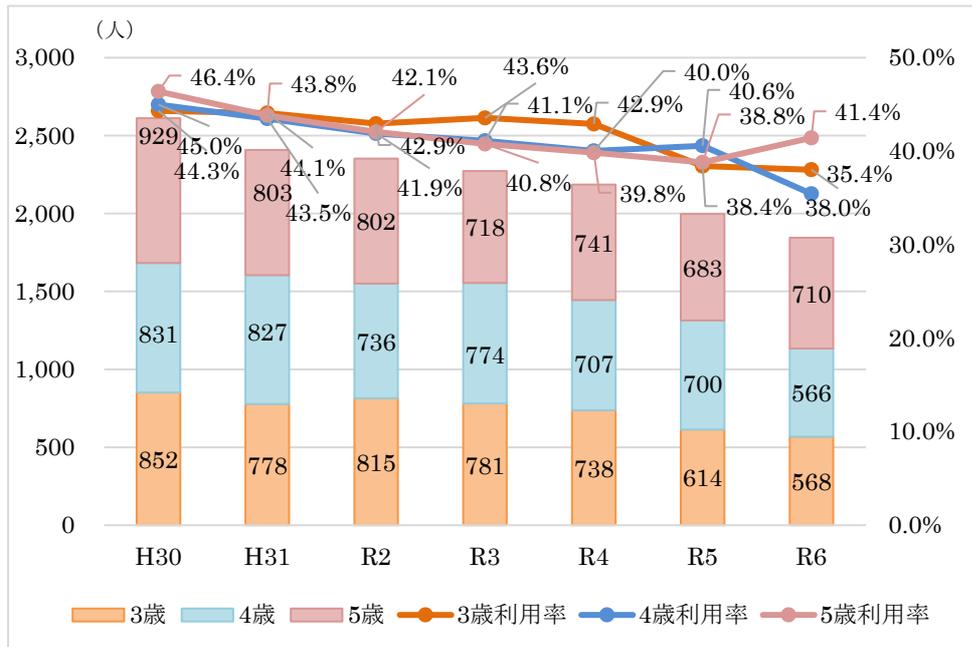
<図 2-11>3 歳未満児の人口と利用率の推計



## 2-2 (8) 3～5 歳児（幼稚園及び認定こども園の幼稚園コースに通うこども）現状

本市の4月1日時点での幼稚園及び認定こども園の幼稚園コースに通うこども（以下、「1号認定こども」という。）の利用状況を確認する。図2-12は、歳児ごとの1号認定こどもの利用者数と利用率を示したものである。市全体での1号認定こどもの利用者数は、年々減少傾向にある。利用率についても、全体的に下降している。これは、人口自体の減少と、共働き世帯の増加により保育需要が増えていることに起因するものと考えられる。

＜図2-12＞歳児別1号認定こどもの利用者数と利用率の推移



## 2-2 (9) 1号認定こどもの利用者数の推計

支援事業計画の計画期間における1号認定こどもの利用者数の推計をエリアごとに示す。図2-13は、各エリアにおける利用予定者の人数と施設ごとの利用定員の合計数との過不足を示したものである。1号認定こどもは、利用定員の枠が大きい民間幼稚園の影響が大きく、エリアでの過不足が生じていても、市全体としては十分に受入れが可能となる見込みである。

<図 2-13>エリア別の1号認定こどもの利用者数と定員との過不足見込



地区名	エリア	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
東山中、安城北中、篠目中	Aエリア	809	845	841	863	856
安城西中、明祥中	Bエリア	-33	-8	31	33	40
安城南中、安祥中、桜井中	Cエリア	380	336	293	293	302

## 2-3 その他本市の保育状況

### 2-3 (1) 多様な保育ニーズ

安城市こども計画の中では、保育所等におけるインクルーシブ保育体制の充実に取り組んでいくとしている。インクルーシブ保育とは、国籍の違いや障害の有無等にかかわらず、全てのこどもが個々に必要な援助を受けながら一緒に成長できるよう保育を受けることと定義されている。ここでは、多様な保育ニーズをもつこどもの状況を確認する。

表 2-2 は保育所等に通う外国籍こどもの人数の推移である。その数は、少子化の流れとは異なり増加の兆しを見せている。また、その国籍は多様性を増し、在住地区も分散化している。さらに、外国籍こどもと言っても、生まれも育ちも外国の児童、あるいは外国籍ではあるが日本で生まれ育ってきた等、こどもによっても様々である。

<表 2-2> 保育所等に通う外国籍こどもの人数（4/1 時点）

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
保育を行う外国籍児童	199	213	221

表 2-3 は 4 月 1 日時点の障害児及び加配対象児童数である。加配対象とは、集団保育を行う上で個別支援を必要とするために、通常の保育士数に加えて増員をする必要があることである。

＜表 2-3＞障害児及び加配対象児童数（4/1 時点）

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
障害児(人)※	46	44	35
障害児を含む加配対象児(人)	338	328	331

※障害児は、障害者手帳等及び診断書により園にて把握している人数

表 2-4 は医療的ケアを必要とするこどもの利用者数である。令和 3 年に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行され、本市でも医療的ケア児 1 名に対し専任の看護師を配置し、医療的ケアを実施している。医療的ケアの種類は多種にわたり、医療的ケア児が必要とするケアを医師の指示により行うため、業務に携わる看護師等の研修や保育室の環境整備等、保護者や医療機関との情報共有が欠かせない。こうした個別具体的な受入体制を全園で行うことは難しい面もあるため、入園先の決定後に受入体制を整えている状況である。

＜表 2-4＞医療的ケア児入所状況（4/1 時点）

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
医療的ケア必要児童※	0	0	1

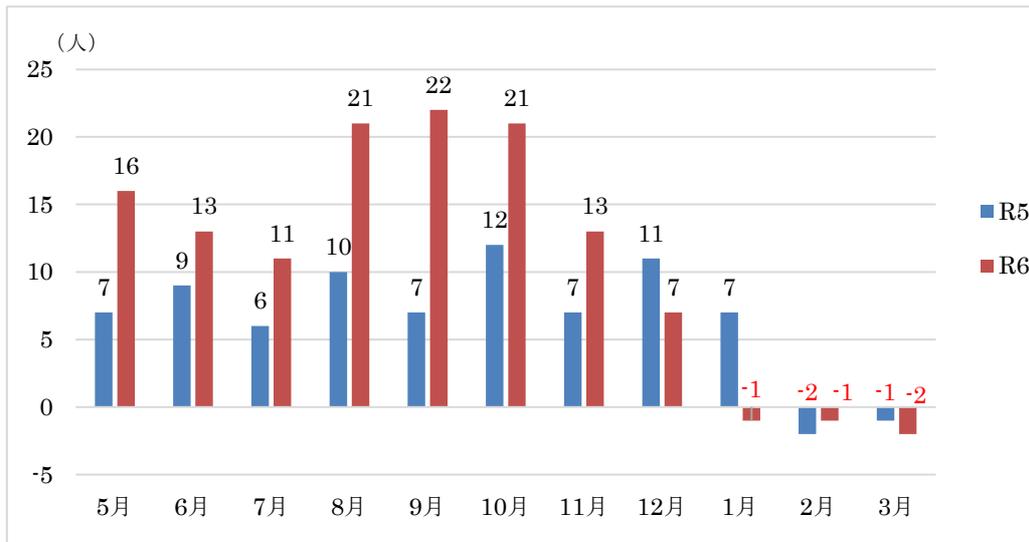
※医療的ケア必要児は、本市において医療的ケアを実施した人数

### 2-3 (2) 第 2 子以降の低年齢児保育無償化の影響

本市では、子育て家庭への新たな経済的支援として、令和 6 年 4 月から第 2 子以降の低年齢児保育の無償化を実施している。

図 2-14 は、保育園及び認定こども園に通う低年齢児のうち第 2 子の月ごとの増減数を表したものである。第 2 子の無償化を実施していない令和 5 年度と比較すると明らかに増加しており、今後もこの傾向は続くと考えられる。

<図 2-14> 第 2 子（低年齢児）の増減数（前月比）



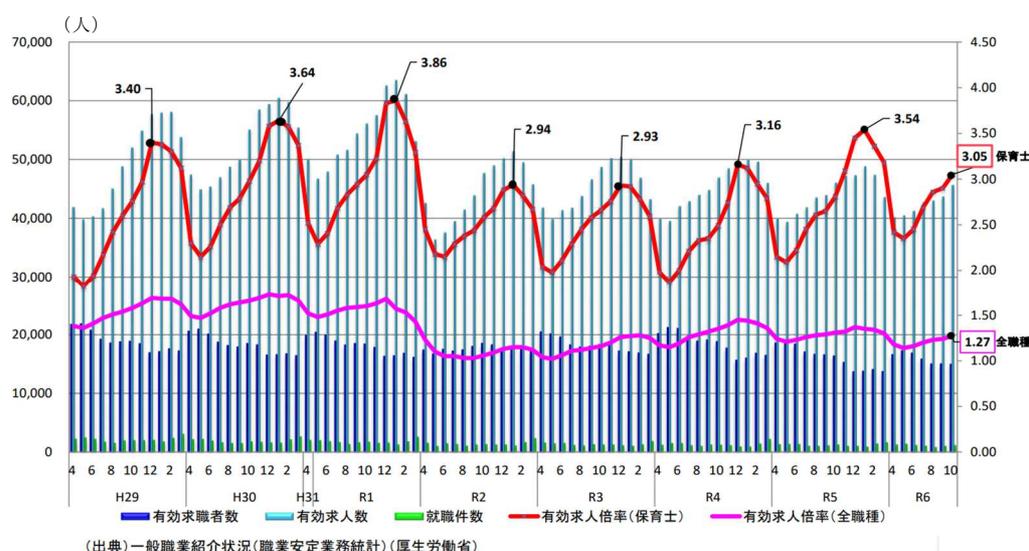
### 2-3 (3) 低年齢児の保育園及び認定こども園への入所要件の緩和

これまで就労理由により保育園及び認定こども園の保育園コースに入所するには、0～2歳の低年齢児にあつては月 80 時間以上、幼児にあつては月 60 時間以上の就労時間が必要であった。令和 7 年 4 月から低年齢児の必要就労時間を月 60 時間以上に緩和する。このことにより、保育園及び認定こども園の利用者数が増加することが考えられる。

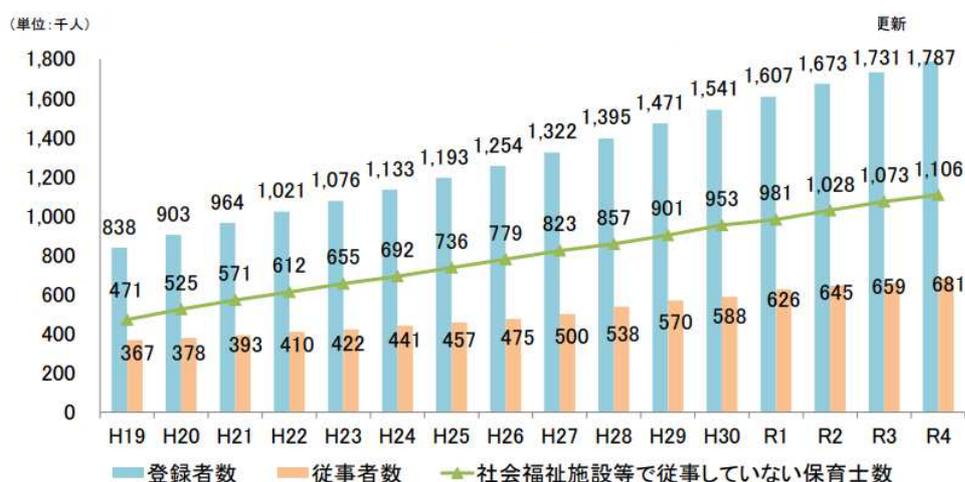
### 2-3 (4) 保育士不足の現状

図 2-15 は、全国の保育士の有効求人倍率の推移である。全職種と比較して、保育士の倍率は高くなっており、全国的に保育士が不足していると言える。また、図 2-16 は、保育士登録者数と従事者数を表しており、こども家庭庁の調べによると、保育士としての登録者数は全国で約 179 万人いるのに対して実際の従事者数は約 68 万人である。つまり約 111 万人が保育士資格を持ち登録されているが、社会福祉施設等で従事していない者ということになる。この数字には保育士として就労した者が退職したり、養成校を卒業し保育士資格を取得した者が保育士以外の職業に就いているケースが多く含まれる。

＜図 2-15＞全国の保育士の有効求人倍率の推移（こども家庭庁 HP より）



＜図 2-16＞全国の保育士の登録者数と従事者数の推移（こども家庭庁 HP より）



本市保育士の退職する理由をみると、主なものとして「婚姻等による継続勤務への支障」や「体調不良」等が挙げられるが、中には「（早朝や夜間の延長保育等の）負担が大きい」や「残業が多い」といった職場環境に起因すると思われるものも見られる。こうしたことから処遇や職場環境の改善に取り組み、併せて離職者の職場復帰の促進や保育士の魅力発信に力を入れていく必要がある。

## 2-4 新たな方向性と重点課題

これまでに示した現状から、国が示す新たな保育の方向性と同様に、本市においても待機児童対策のための施設整備といった量的課題は緩和されてきていると言える。

こうした状況を踏まえ、今後の保育運営の方針としては、これまでのハード整備からソ

フト面の強化へと転換を図っていくこととし、「質の向上」に資する取組を推進していくこととする。その取組を推進する上での4つの重点課題を以下に挙げる。

#### **2-4 (1) 安心して生み育てられる環境の整備**

核家族化が進み、地域のつながりが希薄化する中で、子育てに対する孤立感や不安感を抱える人も少なくない。特に低年齢児期の子育て家庭に寄り添い、安心して子育てができるような支援をすることが必要である。

#### **2-4 (2) 多様なニーズに対応した保育の充実**

障害のあるこどもや医療的ケア児、外国籍の就学前のこどもをはじめとする異なる文化的背景を持つこども（以下、「外国籍こども」と言う。）など、多様な支援ニーズを有するこどもの健やかな育ちを支えることが求められており、これらのこどもについて、インクルージョンの観点から保育所等での受入れに必要な専門的な支援の確保・充実が必要である。

#### **2-4 (3) 保育士の確保**

保育の担い手不足は深刻であり、安心安全な保育を実施していくためには、必要とする保育士をいかに確保していくかが重要である。特に育休退園の解消において、低年齢児が保護者の育休取得にあっても継続在園できるようになることは、途中入園するこどもと併せて、受入人数の増加につながる。こうした状況からも保育士の不足は、待機児童の発生につながりかねないため、確実に確保していく必要がある。また、保育の質の向上を図っていく上でも、今後ますます保育士の確保は必要である。

#### **2-4 (4) 地域のニーズに応じた低年齢児保育提供体制の充実**

2-2 (5) ～2-2 (7) で示したように低年齢児の保育需要の増加は確実視される。そのような中において、令和6年4月から実施している第2子以降の低年齢児保育の無償化をはじめ、今後実施していく育休退園の解消や配置基準の見直しなどの影響も見ながら、今後の需要の動向を見定めた上で適切な対応をとる必要がある。

次章では、重点課題ごとに課題解決のための方針を定めていく。

### 第3章 課題の解決に向けて

#### 3-1 課題1「安心して生み育てられる環境の整備」

##### 3-1 (1) 育休退園の段階的解消

2-2 (6) でも述べたとおり、保護者が育児休業中であっても、退園することなく引き続き在園できることは、多子世帯の保護者の精神的・身体的負担の大幅な軽減につながり、安心して子育てができる環境を充実させるものである。また、こどもにとっても他児との関りをもつことは、発達過程において重要であり、生活環境が変わることなく引き続き在園できることで、心身の安心をもたらすとともに、こどもの居場所を保障するものである。

他方において、育休退園を解消し継続在園が可能となると、低年齢児の利用率が上昇する中で、復職等により保育が必要となる際に入園しづらくなるといった懸念がある。こうしたことから、3号認定こどもの利用者数の増加の状況も考慮しながら、表3-1のとおり2年度にわたって段階的に解消を図ることとする。

＜表3-1＞育休退園の段階的解消のスケジュール

年度	内容
令和7年度	・産後在園期間の拡大 (下の子の出産の2か月後の月末退園⇒6か月後の月末退園) ・育児休業における幼児入所要件の緩和 (復職する月からの入園可⇒復職する年度当初から入園可)
令和8年度	・完全解消 (育児休業中の場合でも継続して在園可)

育休退園の段階的解消により、退園することなく継続在園できるようになる児童数が、表3-2である。実施から2年後の令和9年度には130人が継続在園できる見込みである。

＜表3-2＞育休退園の段階的解消により継続在園できる園児数

(令和5年度育休退園者数を基に算出)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度
0歳	1人	1人	1人
1歳	13人	43人	43人
2歳	0人	66人	86人
計	14人	110人	130人

育休退園の段階的解消を行うには、施設を有効活用してこどもを受け入れられるよう保

育士の確保が必要である。

### 3-1 (2) こども誰でも通園制度の導入

全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化するため、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付制度として「こども誰でも通園制度」を令和8年度から実施する。

対象は、保育所等を利用していない未就園の低年齢児童で、月10時間までの利用給付が受けられる仕組みである。表3-3は、対象や方法において類似する一時保育事業との違いを示したものである。こども誰でも通園制度は、すべてのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、こどもに一定時間保育を受ける権利を保障することを目的とするものであり、保護者のために「預かる」一時保育事業とはその目的において異なる。ただ、どちらも保護者に代わりこどもの保育を行う制度であるため、利用するにあたっては一時保育事業と大きな隔たりはない。この新たな制度により、子育て家庭の中で孤立感や不安感を抱える人への支援は促進できるものの、本市において、低年齢児の保育需要が増加している中で、両制度を並行して実施していくことは、限られた保育資源を分散することにもなり、困難が予想される。

<表3-3>両制度の概要

	こども誰でも通園制度	安城市の一時保育事業
目的	こどものため「通う」	保護者のため「預かる」
主な利用条件	特になし	・仕事・就学等のため ・疾病・介護等のため ・心身のリフレッシュ等
利用時間	月10時間上限	利用目的により月5日～14日以内
利用年齢	0歳6か月～3歳未満	0歳6か月～5歳（未就学児）
実施場所	保育園・認定こども園のほか幼稚園、認可外施設も可	市内12の保育園及び認定こども園

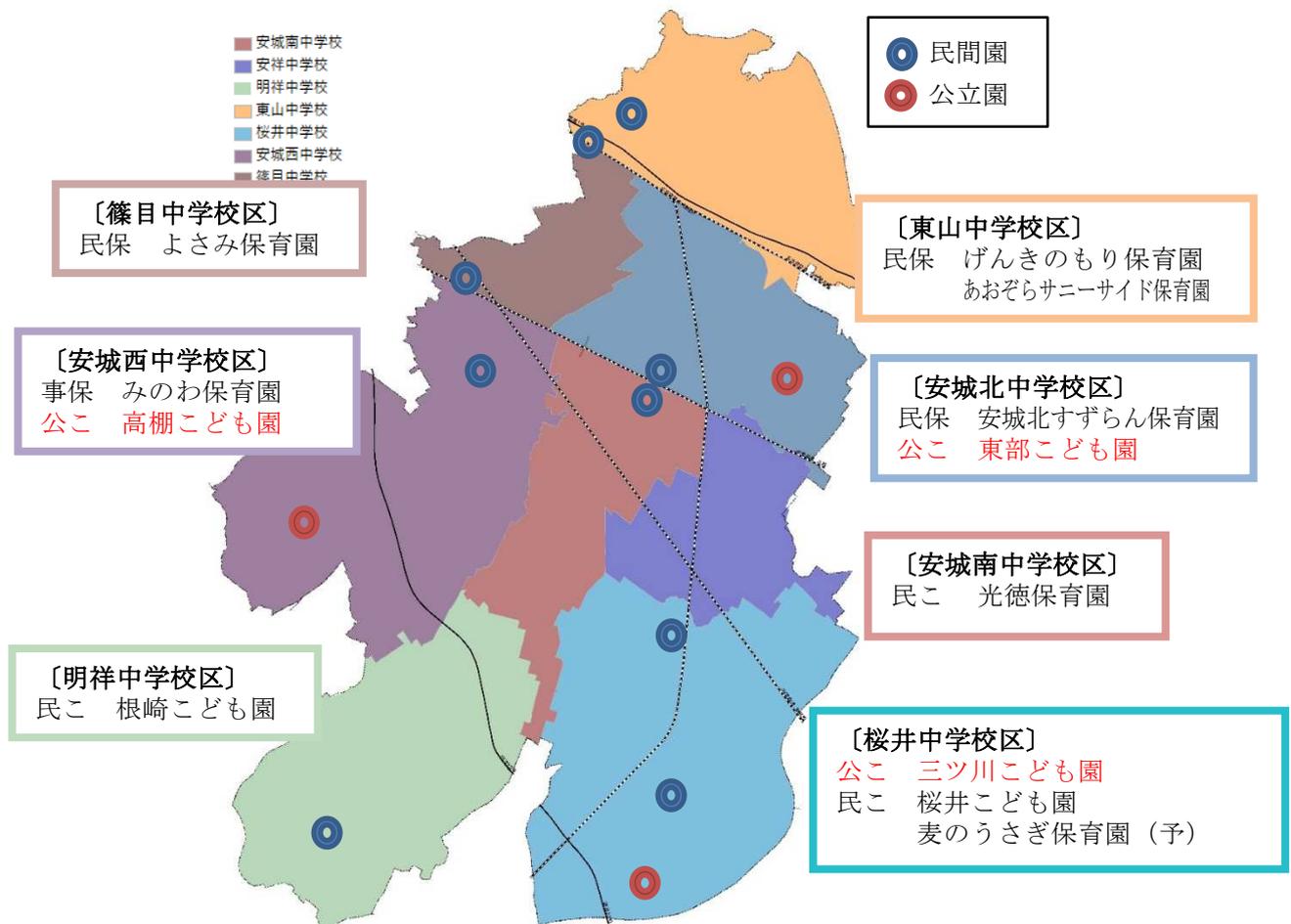
そこで、本市としては、制度開始期において一時保育事業とこども誰でも通園制度を共存して実施することを検討している。例えば、私的な理由で一時保育事業を利用する保護者は、まずはこども誰でも通園制度を利用し、月ごとの利用制限を超えた時点で一時保育事業を利用するといった方法である。

また、実施園は一時保育事業を行っている公立・事業団園の中から可能な範囲で実施したいと考えている。

民間園等については、各施設の実施意向を確認し事業認可を進める。認可保育施設に限らず、民間幼稚園や認可外保育施設に対しても幅広く意向を確認することで、実施園を増やし受皿の確保に努める。ただし、これは一時保育事業を実施することを妨げるものではなく従来通りの運用を可とする。こうして両者を共存させることで、利用者の状況に応じた選択の幅を広げることが可能となる。

このようにこども誰でも通園制度と一時保育事業を共存させることは、利用者の利便性の向上につながるが、やはり実現させるためには保育士の確保が必須となる。

<図 3-1>一時保育実施園及びこども誰でも通園制度予定園



＜表 3-4＞こども誰でも通園制度実施までのスケジュール

	公立園	事業団園	民間園・幼稚園・認可外施設
令和7年度 前期	実施に向けて施設整備 (一時保育実施園にて実施予定)		説明会・意向調査
令和7年度 後期		認可手続・確認手続	
令和8年度	制度開始		
令和8年度 以降	随時拡大(実施園・定員増)		

### 3-1 (3) 配置基準の見直し

配置基準の見直しは、保育士の負担軽減を図るとともに、こどもや保護者にとって安全に保育の提供を受ける上で必要であり、速やかに国基準を満たす職員配置が望まれる。

配置基準の改善に対応するための見直し方法としては、保育士を増員し、受入人数を維持するか、または、受入人数を配置基準に合わせて減らすか、のどちらかとなる。図 2-7 で示したとおり、今後の 2 号認定こどもの受入れは十分に可能であることから、受入人数を配置基準に合わせて減らすこととする。また、現在在園しているこどもが、配置基準の見直しにより転園を余儀なくされることがないように配慮する必要がある、表 3-5 に示すように配置基準の見直しは 3 歳児から段階的に実施する。

一方民間園は、利用定員の設定について、特定教育保育施設の認可時に設定された認可定員<sup>※5</sup>と一致させる原則に基づき、これまで運用してきた。既に改善された配置基準内で認可定員が設定されている園もあるが、今後この配置基準の見直しを機に、過去の利用状況や支援事業計画との整合性等を考慮した上で、利用定員の変更を弾力的に行うことができるように運用していくこととする。

また、令和 7 年度以降には、1 歳児についての配置基準を 6 対 1 から 5 対 1 へと早期に改善が進められる予定とされている。低年齢児保育の需要が増加している中においては、クラスの受入人数を減らすことはできないため、これに対応するためには保育士の確保は必要不可欠である。

※5 教育・保育施設の設置に当たり認可される定員。

＜表 3-5＞配置基準の改善内容及びスケジュール（公立・事業団園）

年度	改善内容
令和7年度	3歳児（20：1⇒15：1）
令和8年度	4歳児（30：1⇒25：1）
令和9年度	5歳児（30：1⇒25：1）

## 3-2 課題2「多様なニーズに対応した保育の充実」

### 3-2 (1) インクルーシブ保育の推進

外国籍子どもや障害児・医療的ケア児のような多様な保育ニーズに合わせたこどもの育ちの支援が求められている中、可能な限り保育の提供体制の確保・充実を図っていく必要がある。なお、受入れの可否については、受け入れた場合の安全の確保が可能かどうかという視点で適切に判断をしていく必要がある。

以下は、このインクルーシブ保育を進めるため、4つの取組を挙げる。

#### 取組内容

#### ① 関係機関との情報共有と協力

保育園及び認定子ども園では、集団における活動を基本としつつ、一人一人の発達過程に応じて保育を行う。多様な子どもを集団の中で保育をする際には、支援の量や方法も様々であり、専門的支援が必要な場合も多い。

そこで、児童相談所<sup>※6</sup>、あんステップ<sup>※7</sup>、児童発達支援事業所<sup>※8</sup>等との連携が不可欠であり、児童福祉サービスや子育て支援サービスなどでの専門的支援も確保しながら、情報共有を行うとともに、関係機関からのアドバイスを受けることで、保育園及び認定子ども園での生活においても、こどもの発達の援助を行う。

#### ② 就園先の受入体制の整備

医療的ケア児の就園においては、専門的支援が必須であり、その確保が必要となる。こうした課題解決のために、相談体制を構築し、早期に情報を得るとともに、医療的ケア児等コーディネーターをはじめ、病院や福祉サービス事業者等との連携を行う。また保護者には、十分に情報提供を行い、児童の就園に対する不安を軽減し、就園先の決定後、専門的支援を行う看護師等を確保するとともに、事前研修の実施等の受入体制の整備に努める。

※6 こどもが心身ともに健康に育つことを目的に、育児や家庭環境に関する相談ごとに応じる機関。

※7 発達に心配や遅れのあるこどもに18歳まで継続した支援をするために、発達相談・療育支援事業を集約した施設。

※8 0歳～小学校就学前のこどもを対象に発達の段階や個人の特性を考慮したうえで、日常生活での基本的な動作の指導、集団生活に馴染むための訓練等を行う施設。

また、障害傾向児の受入れにあっても、こどもの最善となるよう、療育や就園について、保護者とともに考え、ニーズに応じた専門的な支援の確保・就園先の環境の充実を図る。なお、就園先については、児童や保護者の選択肢が広がるよう、公立・事業団園だけでなく、民間園の拡充に努める。

### ③ 保護者との連携強化

外国籍こどもについては、園生活の中で、生活の習慣や日常で使用する日本語を習得する。その際には、遊びの中での体験を通じて理解を深めていき、保育士の適切な援助によりその効果を高めていく。また、外国の言語や文化を相互理解する働きかけにより、外国籍こどもの自己肯定感を高め、他者理解につなげる。一方、保護者については、必ずしも日本語を習得しておらず、日常会話ができて読み書きが難しいなど、園と保護者のコミュニケーションに困難が生じるケースが存在する。ただ、園にとって保護者とのコミュニケーションは、児童の家庭での状態を把握するとともに保護者との信頼関係を深める上でも必要であり、通訳アシスタントの配置、通訳機等を活用し、定期的なコミュニケーションを図り、児童及び保護者支援につなげる。

### ④ 保育者の資質向上

インクルーシブ保育を推進する上では、保育士の資質の向上は最も必要とされる事項である。特に、配慮が必要なこどもへは、特性を有するこどもへの理解のみならず、集団の中で人と関わる力を育てていくことが求められる。そのためには、障害児研修、LGBT研修及びアレルギー研修等といった学びの機会を設定し、様々な特性を有するこどものニーズに応えるための学び、個別の支援方法や対応スキルの習得に努める。

## 3-3 課題3「保育士の確保」

保育士の確保は、これまでの2つの課題の解決策においても必要とされ、新運営方針の中での最重要課題といえる。

表3-6は、受入れが可能な3号認定こどもの数の見込と令和6年3月時点での保育士数を比較したものであり、令和6年度では153人の受入れの余力があったが、3号認定こどもの増加により、令和8年度には保育士の増員がなければ年度途中で待機児童が発生する見込みである。令和10年度までには少なくとも39人の保育士の増員が必要となる。

<表 3-6>増員が必要な保育士数

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
受入余力 <sup>※</sup> ( )内は不足する保育士数	153人	113人	-26人 (9人)	-113人 (25人)	-177人 (39人)

※受入余力：市内施設における在園児を除いて受入れが可能な人数のことで、市内全施設の受入可能定員数から児童数を差し引いた数

### 3-3 (1) 民間園への保育士配置補助

育休退園の段階的解消と低年齢児保育の需要の増加に対し、まずは、現在の施設において可能な限り受入れを進める必要がある。そのため、低年齢児の受入れに必要な保育士を配置した民間園に対し、当該保育士の人件費を補助金として交付する。民間園が補助金を活用し保育士を確保することで、受入可能人数を増やし、市全体の3号認定こどもの受入れの促進につなげる。

### 3-3 (2) 公立・事業団園における保育士の確保

民間園において、3号認定こどもの受入れの促進を図るものの、施設の定員以上には受入れができないため、公立・事業団園において民間園で受入れできない分を補完する必要がある。公立・事業団園では、保育士採用計画に基づき、低年齢児需要増加に必要な保育士の確保に努める。さらには、こども誰でも通園制度の導入やインクルーシブ保育の推進をしていく上でも保育士の確保は必要であるため、以下の取組を行いながら継続的に確保に努める。

#### ① 離職者の再就職・職場復帰の促進

保育士の確保のためには、新規採用だけでなく、有資格者の保育職としての就職や離職した保育士の再任用も進めていく必要がある。

現在、保育の職についていない、いわゆる潜在保育士<sup>※9</sup>の確保のため、保育見学及び体験会や合同就職説明会を行うことで、保育職へ就くことへの不安を軽減し、採用につなげる。

また、公立・事業団園については、家庭の事情によりやむを得ず退職した者を、再度市職員として採用することができるジョブリターン制度を活用し、即戦力となる人材の確保を図る。

#### ② 保育の現場・職業の魅力発信

保育士確保のためには、保育職への就職希望者に対応していくことはもちろんだが、少

※9 保育士資格を有する者であって、社会福祉施設等で従事していない者。

子化の進行等により保育職を目指す人が減少していることが保育士不足の要因となっており、将来保育職に就いてもらえるよう、様々な方法で中学生や高校生等の次世代にアピールしていく。

<表 3-7> 保育の現場・職業の魅力発信

実施事項	内容
合同就職説明会	民間園と合同で行い、市全体の保育士増員につなげる。
保育士養成校への積極的なPR	安城市の保育の現状や魅力を知ってもらうとともに、学校に出向き学生とのコミュニケーションを通じて保育職就職への期待を高める。
保育現場への学生の受入	中学生や高校生を積極的に受け入れ、保育職の志望者を増やす。養成校に通う学生には保育アシスタントとして現場の経験を遠し、保育職への理解を深め採用につなげる。
動画配信	次世代に保育の魅力を発信し、保育士を目指す若者の増加に努める。

### 3-3 (3) 保育 DX<sup>※10</sup>の推進による業務改善等（働きやすい職場環境）

保育士確保に並行して、取り組むべきことは現在働いている保育士の離職を防ぐことである。直接的な保育業務以外の負担を軽減する等、働きやすい職場環境を構築していく必要がある。

保育士が本来の保育士業務に専念できるようにするためには、保育 DX の推進が欠かせない。その一例としては、園業務支援システム（HOICT）の更なる活用である。公立・事業団園では、現在、この園業務支援システムを用いて、登降園管理・保護者からの欠席や遅刻のオンライン連絡の受信及び園だより等の配信を行っている。これらは、職員室のみで管理されているが、保育室においてもシステムを用い、午睡チェック、健康管理確認書のチェック、欠席者等の確認等ができるようにすることで、手書きや職員室との連絡等の時間や労力を削減できる。

また、キャッシュレス決済システムの導入についても進めていく。一時保育料や預かり保育料等、現金の収受をなくすことで、集金や入金といった事務負担を軽減するとともに、民間サービスにおいてスマート決済が標準化しつつある保護者への利便性の向上を図る。

## 3-4 課題 4「地域のニーズに応じた低年齢児保育提供体制の充実」

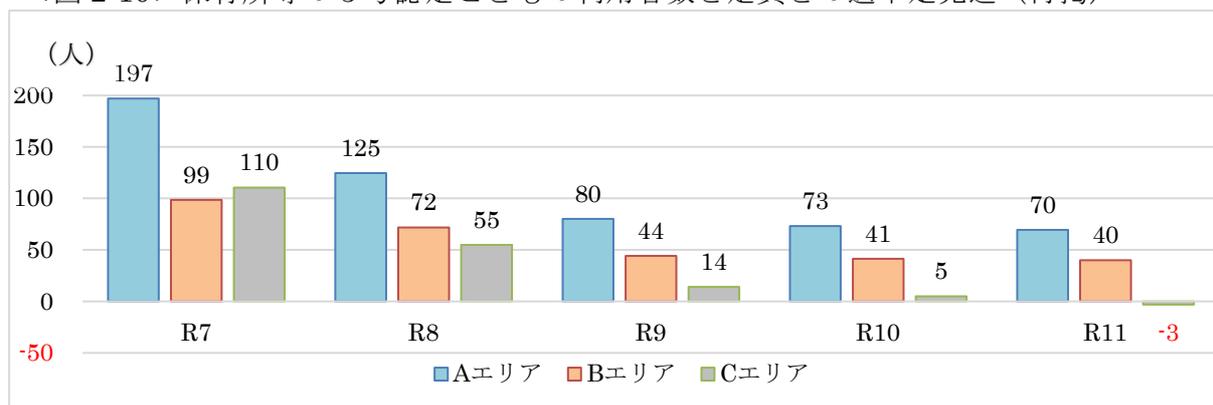
### 3-4 (1) エリアごとにおける施設整備の必要性の検討

図 2-10 で示したように、今後増加する 3 号認定こどもの利用者数の見込とエリア内保

※10 デジタル技術を活用して保育士の業務負担を減らし、保育の質を向上させる取組。

育所等の定員数とを比較すると、3つのエリアのうち、Cエリアにおいては令和11年度には不足が見込まれる可能性がある。また、人口推計には反映されていないものの、Bエリアは三河安城駅南土地地区画整理事業により宅地分譲が見込まれ、図で示すよりも人口増加が考えられる。そのため、引き続き当該エリアについては、人口動向を注視するとともに、公立・事業団園のあり方も踏まえた民間による施設整備手法の検討を行う。

<図 2-10> 保育所等の3号認定こどもの利用者数と定員との過不足見込（再掲）



地区名	エリア	R7	R8	R9	R10	R11
東山中、安城北中、篠目中	Aエリア	197	125	80	73	70
安城西中、明祥中	Bエリア	99	72	44	41	40
安城南中、安祥中、桜井中	Cエリア	110	55	14	5	-3

### 3-5 その他（公立・事業団園の維持管理）

新運営方針は、支援事業計画を詳細にかつ具体的を示すとともに、公立保育園等の運営のあり方について検討するものであるため、その他として公立・事業団園の維持管理について述べる。

公立及び事業団園では、「安城市保育園等基本整備計画」に基づき、保育環境の質的向上などを行うこと等を目的に、令和8年度を完了予定として中規模改修工事等を実施している。

令和9年度以降についても、安心安全な保育環境の充実を図ることができるよう必要な改修計画を検討していく。

## 第4章 推進体制

### 4-1 推進体制

本方針の策定及び見直しについては、安城市子ども・子育て会議で、その意見を聴いて行う。なお施策の実施等にあたっては、個別に会議体を構成することができることとし、施策に関し民間保育園、こども園及び幼稚園などに情報発信を行うとともに、市民に広く周知するものとする。

#### 子ども・子育て支援法（抜粋）

第七十二条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他合議制の機関を置くよう努めるものとする。

- 一 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第三十一条第二項に規定する事項を処理すること。
- 二 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第四十三条第二項に規定する事項を処理すること。
- 三 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第六十一条第七項に規定する事項を処理すること。
- 四 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

#### 安城市子ども・子育て会議条例（抜粋）

第3条 子ども・子育て会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 法第72条第1項各号に掲げる事務（次号に掲げる事務を除く。）を処理すること。
- (2) こども計画（こども基本法（令和4年法律第77号）第10条第2項及び法第61条第1項の規定による計画をいう。）の策定及び変更に関する事項を調査審議すること。
- (3) こども施策（こども基本法第2条第2項に規定するこども施策をいう。以下同じ。）に係る事務の実施に係る協議及び連絡調整を行うこと。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援等（法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援及びこども施策をいう。以下同じ。）に関し、市長が必要と認める事項を調査審議すること。